

第10期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和9～11年度)の策定に向けて
《国における検討状況：令和7年9月8日時点》

令和7年10月17日
第5回 練馬区介護保険運営協議会

1.はじめに

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

■高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）

- ・高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定

■介護保険事業計画

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定
- ・国が定める基本指針を踏まえた策定

※老人福祉法第20条の8第7項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に作成が必要

(2) 認知症施策推進計画とは ※努力義務

- 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、都道府県・市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、各地域の実情に即した「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化
- 東京都は、令和7年3月に「東京都認知症施策推進計画」（令和7年度～11年度）を策定
- 計画策定にあたっては、独立して策定するパターン、また第10期介護保険事業計画と一体的に策定するパターンの2通りの進め方あり

《計画策定にあたり関連する国の主な会議》

◎社会保障審議会介護保険部会

- ・介護保険制度の改正（法制度の見直し）や、給付と負担のあり方、要介護認定制度、サービス提供体制の見直し、地域包括ケアシステムの推進、サービスの質の確保や人材確保対策などを議論するとともに、**第10期計画の策定に向けた「基本指針」を審議**するために社会保障審議会に設置された専門部会

◎社会保障審議会介護給付費分科会

- ・介護報酬改定のための審議や、そのために必要な調査等の実施・分析等を行うために社会保障審議会に設置された専門分科会

◎全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

- ・介護保険制度および高齢者福祉施策に関する最新の国の方針や制度改正、事務連絡などを自治体の担当部署へ共有するための会議で年に1回程度開催

○介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

- ・平成26年の介護保険制度改正によりできた介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるための検討会。この検討方針等を踏まえ、令和6年に地域支援事業実施要綱が改正

○「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

- ・2040年に向けて、地域ごとの人口減少に対応しつつ、予防・健康づくり、人材確保、デジタル活用などを通じて地域包括ケアを維持・強化する支援体制の構築のため、高齢者施策やその他の福祉サービスに共通する課題を議論する検討会

○経済財政諮問会議

- ・「全世代型社会保障」の実現を目指し、2024年12月に『経済財政新生計画 改革実行プログラム2024』を策定し、将来世代を含めた安心と制度の持続可能性を確保するための具体的な改革工程を提示・議論

○地域共生社会の在り方検討会議

- ・地域共生社会の実現に向けた方策を検討する会議体

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

次期制度改正に向けた検討事項（案）

- ✓ 次期介護保険制度の改正に向けては、85歳以上の人口増加や生産年齢人口の減少といった社会構造の変化を背景に、介護人材の確保と地域の介護ニーズに対応したサービス提供が重要な課題となっている。
- ✓ そのため、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、介護保険制度の持続可能性の確保、介護人材の確保等を図るため、次のテーマについて議論していくことが求められる。また、時間軸・地域軸を踏まえた検討を行う。

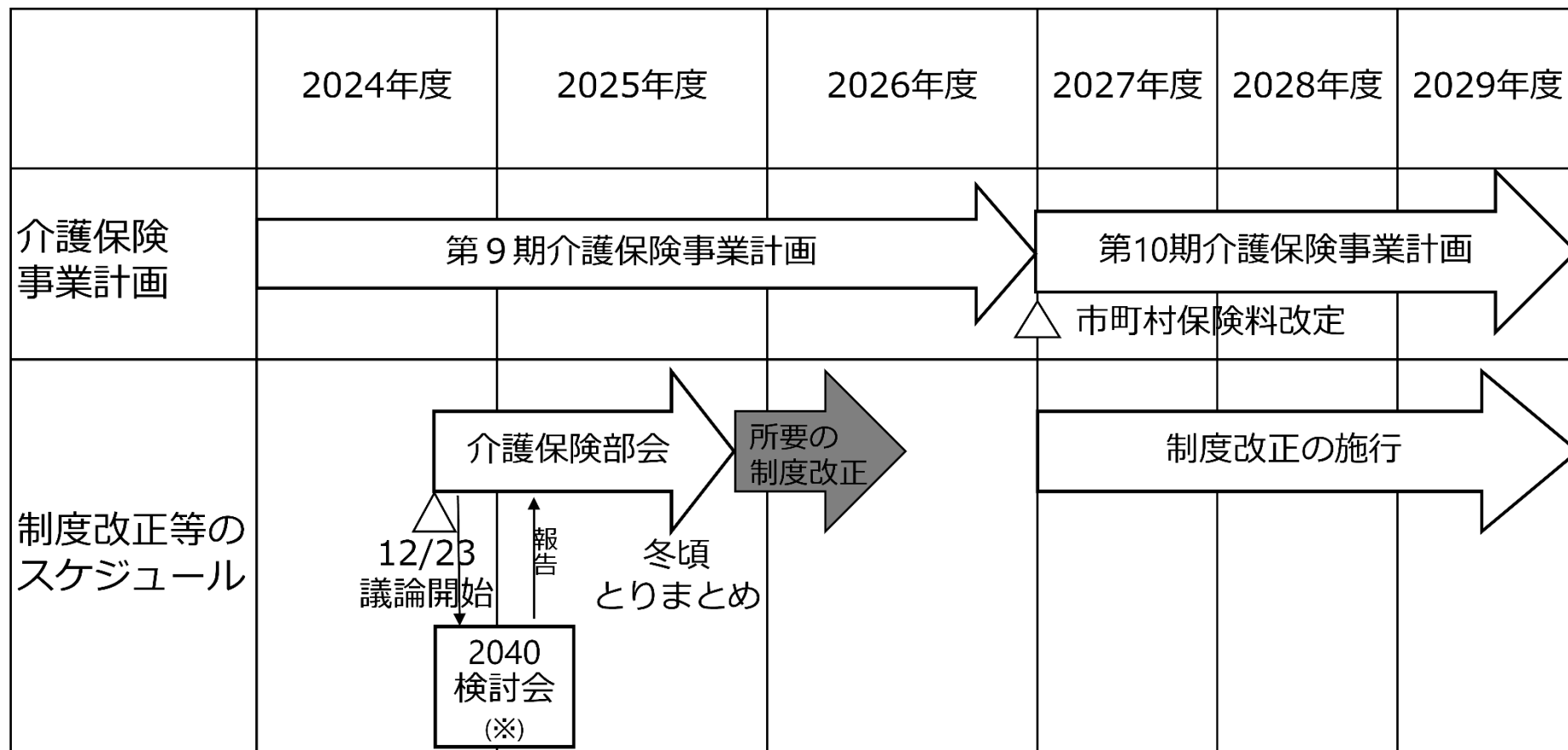
《検討テーマ案》

1. 地域包括ケアシステムの推進
（多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化）
2. 認知症施策の推進・地域共生社会の実現
（相談支援、住まい支援）
3. 介護予防・健康づくりの推進
4. 保険者機能の強化
（地域づくり・マネジメント機能の強化）
5. 持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善
（介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上）

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(1) 検討スケジュール

- 介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。

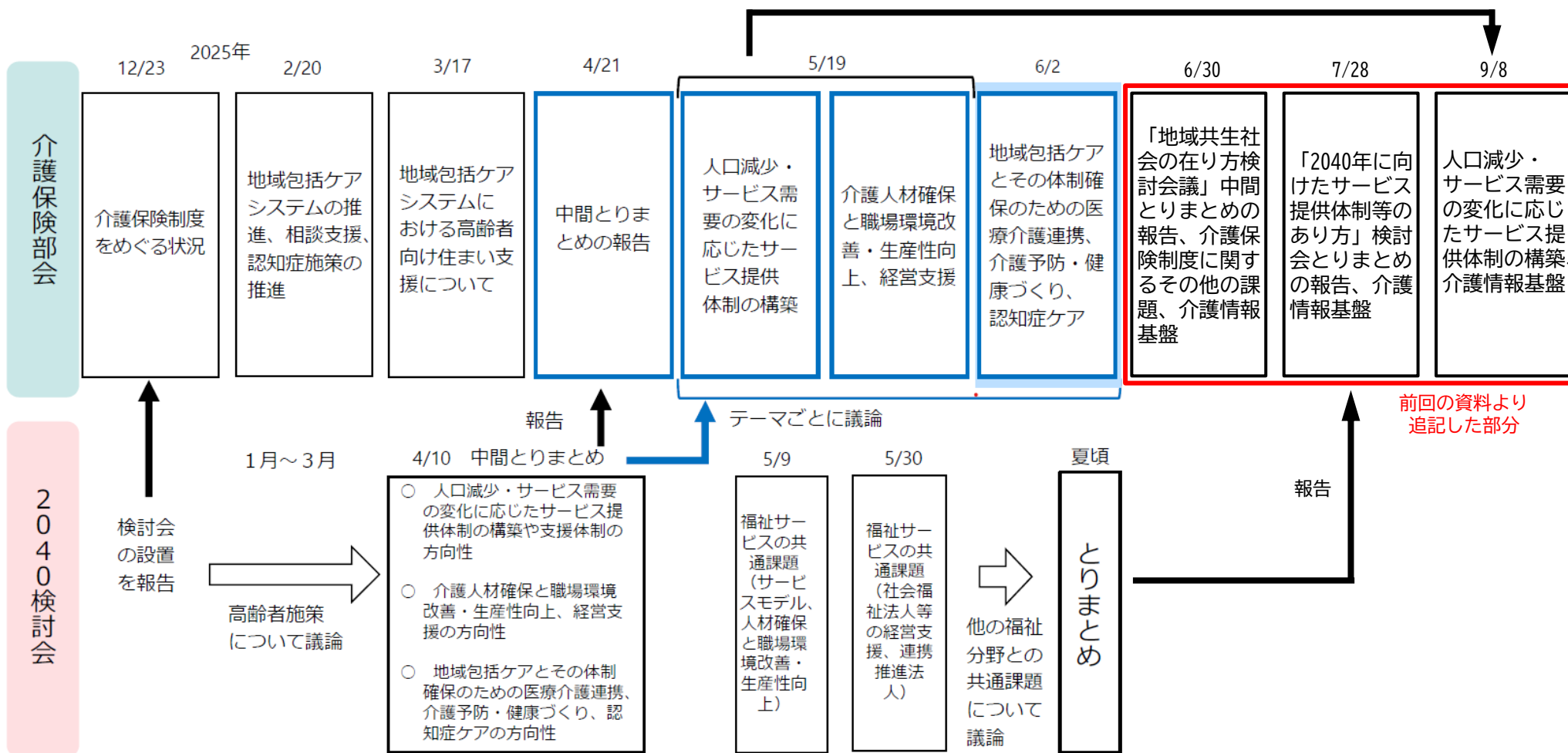


(注) 介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(2) 現在（令和7年9月8日）までの検討状況



(注) 2040検討会の内容に応じ、介護給付費分科会、福祉部会（及び福祉人材確保専門委員会）など関係審議会等においても議論

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(3) 2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめの概要

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

前回の資料（中間とりまとめ）より追加になった部分

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「**地域包括ケアシステム**」を2040年に向け深化
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生（※）**

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- ・ **配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等**
- ・ **地域の介護等を支える法人への支援**

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・ 包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- ・ 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地りハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・ 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・ 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

前回の資料（中間とりまとめ）より追加になった部分

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(4) 2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめを受けた具体的な検討内容

①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築

中間とりまとめの方向性	第124回介護保険部会における論点
2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、高齢者介護について、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築 ● 「中山間・人口減少地域」：サービスを維持・確保するための柔軟な対応 ● 「大都市部」：需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応 ● 「一般市等」：サービスを過不足なく確保するための適切な対応 ● 支援体制の構築	(地域の類型の考え方) □ 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスに着目して、都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが考えられないか。 (地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み) □ 中山間・人口減少地域において、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保できるよう、特例介護サービスの枠組みを拡張することにより、必要な対応を行うことが考えられないか。 (地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み) □ 中山間・人口減少地域において、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬（包括的な評価の仕組み）を選択可能とするような枠組みを設けることが考えられないか。 (介護サービスを事業として実施する仕組み) □ 市町村が、地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していくことができるよう、介護サービスを給付に代わる新たな事業（新類型）として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けることが考えられないか。 (介護事業者の連携強化) □ 中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しながら、法人や介護事業所が中心的な役割を果たす仕組みが有効ではないか。 (地域の実情に応じた既存施設の有効活用) □ 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を検討してはどうか。

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(4) 2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめを受けた具体的な検討内容

②福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）

中間とりまとめの方向性

2040年に向けて、中山間・人口減少地域をはじめ、地域において分野ごと及び分野を超えた事業者の連携や関係者の連携を更に進め、福祉サービス提供体制や支援体制を構築していく必要。こうした福祉サービス提供体制等の確保に向けて下記の方策を行うことで、地域住民を支えるための包括的支援体制の整備もあわせて推進し、地域共生社会の実現を図っていく。

- 法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方
- 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）

出典：「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ

※「②福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）」は、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、障害福祉、保育の内容も踏まえ、中間とりまとめ以降に追加された事項であり、今後、介護保険部会においても議論される見込みである。

※中間とりまとめ以降、「福祉サービスとの共通課題への対応」として下記の事項が追加されている。

<人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築>

- ・地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築。特に、中山間・人口減少地域では配置基準の弾力化など柔軟な対応。
- ・社会福祉連携推進法人をはじめ、事業者間の連携・協働化を促進して提供体制を構築することが重要

<人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援>

- ・介護分野と同様の課題を有しており、障害福祉、保育それぞれの分野の特性に応じそれぞれ取組を推進（各分野での業務の標準化やテクノロジー導入等）
- ・地域の事業者や関係者間の連携は、人材確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援のため重要

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(5) 介護保険制度に関するその他の課題

①身寄りのない高齢者への対応と権利擁護

主な論点

(身寄りのない高齢者等への支援)

- ❑ 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにて、身寄りのない高齢者に関わる課題については、既存の支援体制の枠組みを活用して相談支援機能を強化していくことや、地域ケア会議も含めた既存のプラットフォームを活用するなどの方向性が示されたところ。
- ❑ 地域ケア会議等においては、各地域の実情に応じて、独居高齢者への対応も含めて、関係者の意識醸成・意思統一や、資源開発・政策形成につながっている地域も見られているところ。
- ❑ こうした取組内容等も踏まえつつ、身寄りのない高齢者への対応を含めて、医療・介護を始めとする多様な関係機関との連携を進めながら、地域において必要な相談機能の確保や既存のプラットフォームの活用を進めるため、どのような方策を進めていくべきか。

(成年後見制度)

- ❑ 成年後見制度については、法制審議会にて見直しに向けた議論が進められている一方、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証が行われたところ。
- ❑ 中間検証においては、成年後見制度利用支援事業（全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業）について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬等を含めること等の指摘がされており、今後、法制審議会における議論も踏まえた上で、成年後見制度利用支援事業のあり方について検討していく必要があるが、どのように考えるか。

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(5) 介護保険制度に関するその他の課題

②高齢者虐待防止の推進

主な論点

- ❑ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が平成17年に制定されて以来、国、都道府県、市町村が一体となって虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取り組んできたが、依然として虐待件数は高止まり傾向にある。近年、高齢者の住まいが多様化しているなか、法制定時には想定されていなかった「養介護施設」に該当しない施設や、60歳以上65歳未満も入居しているサ高住等においての虐待事案や養護者に該当しない同居する者からの虐待が発生しているところ、どのような虐待防止対策が必要か。
- ❑ 令和5年度対応状況等調査結果においては、施設種別ごとの虐待種別の傾向として、被虐待者数を前年度と比較すると、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、住宅型有料老人ホームでは身体的拘束等が、介護付きホームでは経済的虐待が増加していることが確認された。また、これらの施設においては再発件数も多い。特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設では、介護保険制度開始以来、指定基準に基づき「身体拘束廃止委員会」の設置を求めるなど、虐待防止・権利擁護に関する取組が進められてきており、介護報酬改定により高齢者虐待防止措置を義務化した令和3年の前後3年間で身体的虐待の判断件数に減少傾向が見られる。また、有料老人ホームにおいても標準指導指針に基づく取組が進められてきていると考えられるが、こうした発生状況等を踏まえ、更にどのような方策を講じていくべきか。
- ❑ 適切な手続を経ていない身体拘束は、養介護施設従事者等による虐待事案の2～3割程度を占め続けている。令和6年度介護保険報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体拘束は原則禁止された（令和6年4月1日施行）が、取組の実効性の確保にはどのような方策が有効か。
- ❑ 第9期介護保険事業支援計画において、「市町村は、・・・養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要」「都道府県は、高齢者虐待防止法に基づき、・・・高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要」とされている。再発防止に資する事例検証や事業所への指導等に係る体制整備が低調であるなか、自治体によるPDCAサイクルの構築を推進するためどのような方策が考えられるか。
- ❑ 高齢者虐待の対応は、市町村がその責務を担うが、専門的に従事する職員の確保や人材育成及び弁護士等の権利擁護に携わる専門職確保等の虐待対応体制の構築、事業所への指導等における県及び市域を越えた広域的な調整に関して、都道府県による市町村への支援強化を求める市町村の意見がある（令和5年度対応状況等調査方策が考えられるか）。

2. 社会保障審議会介護保険部会における検討状況

(5) 介護保険制度に関するその他の課題

③介護現場におけるリスクマネジメント

主な論点

- ❑ 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、国でデータベースを整備し、データをもとに傾向及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする仕組みについて、どのような分析手法やフィードバックの方策が有効と考えられるか。その際、国・都道府県・市区町村にそれぞれどのような役割が求められ、どのように相互に連携していくべきか。
- ❑ 介護現場の安全性の確保について、事故の発生・再発防止の推進の観点から、介護保険施設以外の介護サービスにおける事故防止対策のために、どのような方策が考えられるか。
- ❑ 国が事故報告の標準的な様式を通知により示しているが、現行様式においては事故の発生場所や事故種別の選択肢が少なく効果的な分析を行うことが難しい、事故の原因分析や再発防止の検討に必要な情報が十分でない、自治体ごとに事故の報告対象や範囲・報告方法等にばらつきがあるといった課題がある。全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする観点から、どのような様式の見直しや制度的な枠組みが必要と考えられるか。
- ❑ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの運営においては、事故防止措置（研修、委員会の設置等）や事故が起きた場合の対応（家族や市町村への連絡）が義務付けられていない（注：特定施設に指定された場合や、外付けでサービス提供する介護サービス事業者にはそれぞれ法令上の義務がある。）。全国的な事故防止の PDCA サイクルを構築することが求められているなか、高齢者住まいにおいてどのような方策が考えられるか。

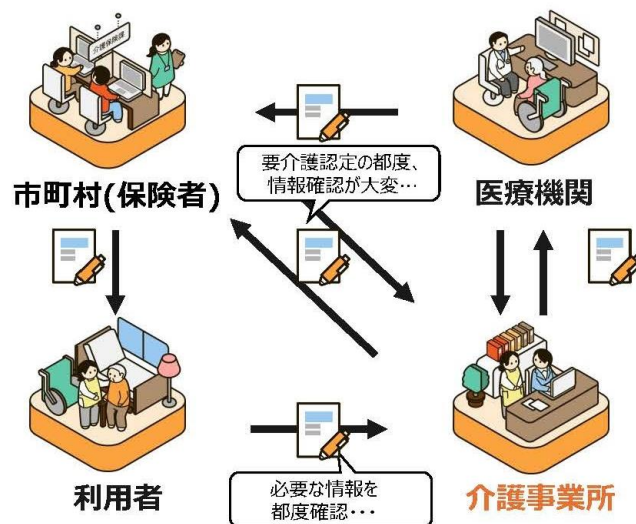
(1) 概要

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報を集約し、サービス間を連携します。
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

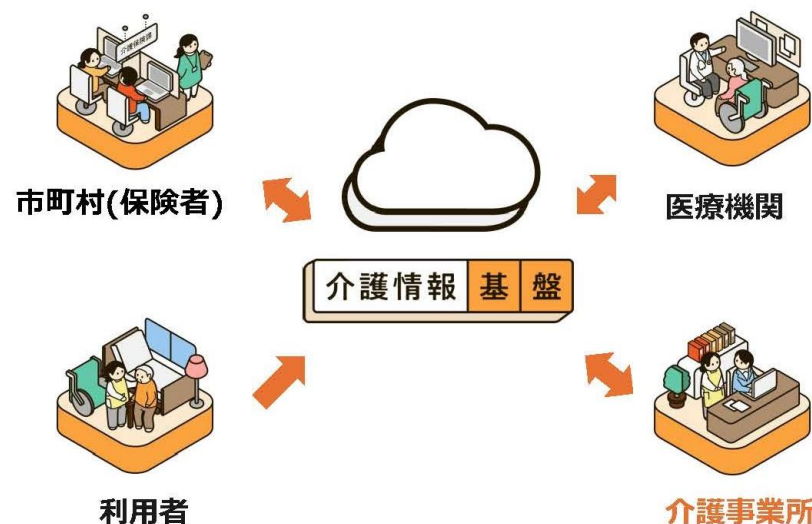
これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



(1) 概要

介護情報基盤の3つのメリット

介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

事務作業の効率化



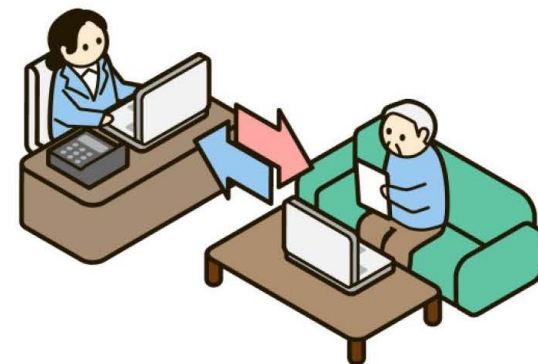
紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事を行えます。

情報を一元管理



介護保険資格・認定情報・主治医意見書・ケアプランなどの情報をひとつの場に集約し、サービス間で共通化。

手続きをリアルタイムで



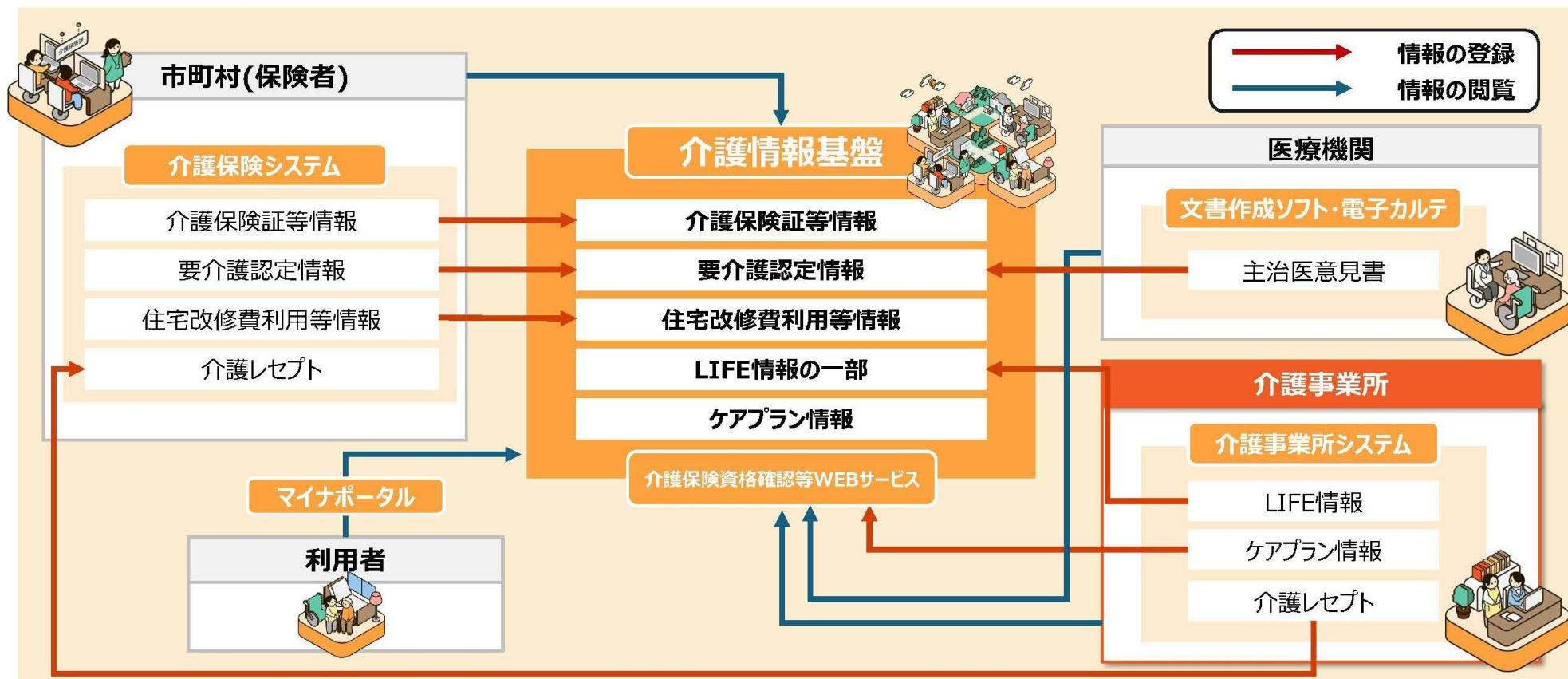
介護に関する申請・提出・受信・確認などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結。**

3. 介護情報基盤

(1) 概要

全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録・管理できるようになります。

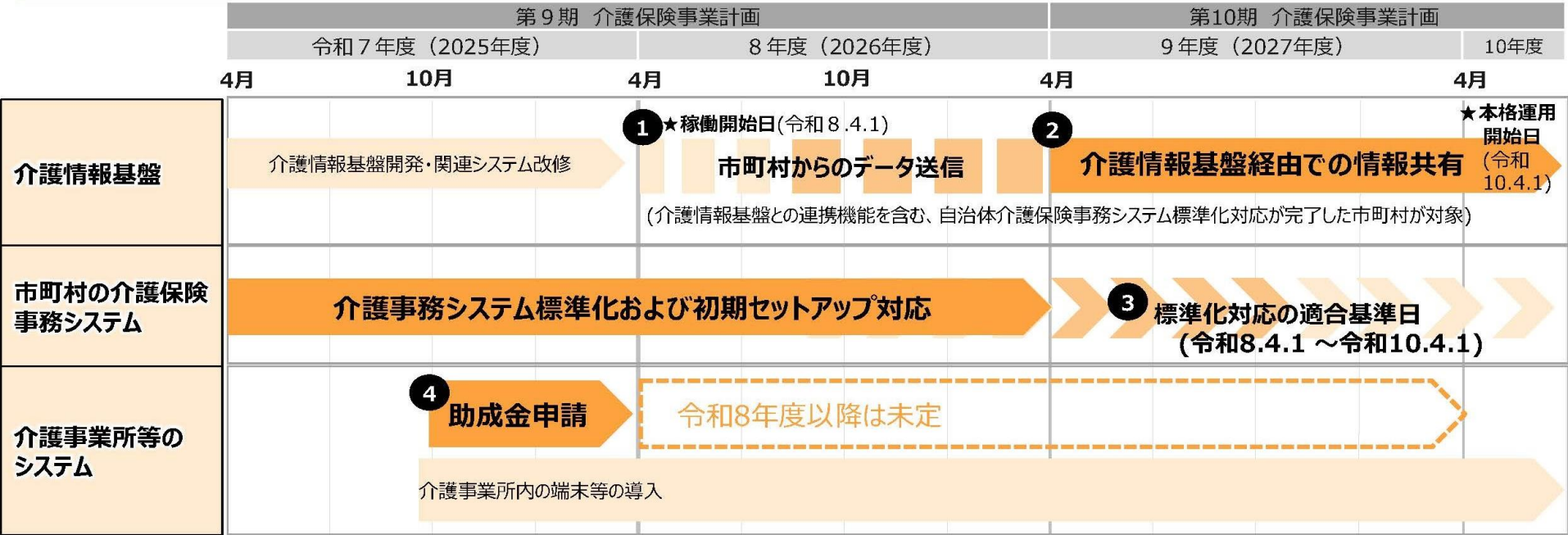


(2) スケジュール

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

- 1 介護情報基盤へのデータ送信については、令和8年度以降開始する方針です。
- 2 介護情報基盤での情報共有については、令和8年4月からデータ送信が完了した市町村から順次開始する方針です。
- 3 介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とし、継続検討中です。
- 4 令和7年10月から、介護情報基盤に関わる助成金申請の対応を開始する予定です。



【参考】「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施